≪月刊『タックスニュース』8月号≫

第57回　～中小企業等経営強化法　固定資産税の軽減措置！！～

平成 28 年 7 月に「中小企業等経営強化法」が施行されました。この法律では、中小企業・小規模事業者・中堅企業等を対象として、①各事業所管大臣による事業分野別指針の策定　その後②中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定しています。②の固定資産税の軽減措置、金融機関等の支援の大まかな流れは下記になります。

支援までの流れ

経営力向上計画書を策定

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により事業者の生産性を向上させるための計画を策定します。

担当省庁による認定

事業計画分野別指針等にのっとって、事業分野ごとの担当省庁に計画を提出し、認定を受けます。

固定資産税の権限措置

生産性を高めるための機械装置を取得した場合、機械装置の固定資産税が **3年間、1/2** に軽減されます。

また、信用保証協会による信用保証枠の拡大等の支援を受けることができるようになります。

以上が簡単な流れになります。上記の固定資産税の軽減措置は、資本金1億円以下の会社、個人事業主が、①経営力向上計画を策定、認定を受けていただき、②160 万円以上の機械及び装置であって、③過去のモデルと比較して年間 1%以上生産性が向上しているものを購入すれば、3 年間、固定資産税が 1/2 に軽減されるというものです。

また、平成 28 年度は既存の設備投資減税（生産性向上設備投資減税）の支援措置と併用して支援を受けられます。計画に基づく新しい事業活動を行う場合、政策金融機関の低利融資を受けられること等の支援もあります。

設備投資をお考えの方は、ぜひ今年度中にご活用いただければと思います。

計画書の提出期限や方法等につきましては、「経営強化法」で検索若しくは弊社の担当者までご連絡下さい。

（文責　岸本圭司）